

令和5年度〔第3四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

会計管理局

（注）※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約(単価契約を除く)は契約締結 日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
管理課	財務会計システム Windows11対応検証 業務委託	Windows11にバージョンアップした場合における財務会計システムの動作の検証	令和5年10月6日 ~ 令和6年3月22日	日本電気株式会社京都支社	5,874,000	当該業務は、財務会計システムのパッケージソフトを検証し、改修の必要性の有無および必要な場合の改変箇所の特定を行うものであり、システムを開発し著作権を有している当該事業者の他に代替しうる者がいないため。	2	3イ